一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第３０条の４の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和８年９月７日

京都市公営企業管理者

上下水道局長　吉川　雅則

１　一般競争入札に付する事項

⑴　業務委託件名

鳥羽水環境保全センター　水処理施設実施設計委託（その８）

⑵　業務委託概要

本業務委託は、鳥羽水環境保全センターＪＫ系反応タンク及びＪ系最終沈殿池、並びに管理棟の耐震診断調査と構造物調査を行うもの。

⑶　履行期間

契約締結の日の翌日から令和９年６月３０日まで

⑷　履行場所

南区上鳥羽塔ノ森　地内

⑸　支払条件

ア　前金払

各会計年度の出来高予定額の３割を超えない範囲内の額を支払う。

イ　部分払

なし

２　本件入札に関する問合せ先

〒６０１－８１１６　京都市南区上鳥羽鉾立町１１番地３

京都市上下水道局総合庁舎２階

京都市上下水道局総務部契約会計課（以下「契約会計課」という。）

（電話　０７５－６７２－７７２６　ＦＡＸ　０７５－６８２－０２８６）

ホームページのアドレス

https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html

３　入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

⑴　一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）

において、京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第６条に規定する一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は令和７年９月２日付け京都市上下水道局告示第２４号に定める資格の審査の申請を行い、開札のときまでに告示に定める資格を有すると認められた者（以下「未登録事業者」という。）のいずれかであって、かつ、申請日（エにあっては、申請日から開札日までの間）において、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

ア　建設コンサルタント登録規程（昭和５２年４月１５日建設省告示第７１７号）に規定する登録部門のうち「下水道部門」の登録を受けていること。

イ　以下に定める技術者を本件業務に配置できること。

なお、配置予定の技術者は、いずれも常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日において引き続き３か月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるときを除いて認められない。

また、履行期間中の交代は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき、又は、受注者の責によらない大幅な履行期間延長があった場合、履行期間が多年に及ぶ場合等で、業務の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、受発注者間で協議して合意したときを除いて認められない。

㈠　管理技術者及び照査技術者として、技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「上下水道部門」の選択科目における「下水道」に係る技術士資格者、又はシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の「下水道部門」の資格を有する者を配置すること。ただし、管理技術者と照査技術者は同一の者であってはならない。

また、管理技術者においては、申出日における手持ち業務（業務委託費５００万円以上（税込み））の件数が１０件以下であること（照査技術者として従事している業務は除く）。

㈡　土木担当技術者として、次のいずれかの資格を有する者を配置すること。

なお、土木担当技術者は㈠に定める管理技術者と同一の者を配置してもよいもの

とする。

a　技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「上下水道部門」の選択科目における「下水道」に係る技術士資格者、又は「下水道部門」の RCCM 資格を有する者

b　技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目における「土質及び基礎」、「鋼構造及びコンクリート」又は「施工計画、施工設備及び積算」のいずれかの技術士資格者

c　一級土木施工管理技士の資格を有する者

㈣　建築担当技術者として、一級建築士の資格を有する者を配置すること。ただし、建築担当技術者は㈠及び㈡に定める技術者と同一の者であってはならない。

ウ　平成２３年度以降に国内において、下水道法に規定する終末処理場（以下「処理場」という。）で、次の全ての実施設計業務を元請として履行した実績があること（契約日の年度は問わない）。ただし、実績については、㈠、㈡及び㈣それぞれ異なる業務であっても構わないこととする。

なお、実績は開札日において、履行済みのものに限る。

㈠　国土交通省通達「下水道の終末処理場・ポンプ場工事の設計・積算における土木と建築の区分について（平成１３年国都下事発第１１９号）」のⅣ類に当たる複合構造物の耐震診断を実施した実績

㈡　土木躯体部分（レベル２地震動）に対して、非線形解析による耐震診断を実施した実績

㈣　158,000m3/日以上の処理能力を有する処理場の施設の耐震診断を実施した実績

エ　京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第２７条第１項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

オ　関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

㈠　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

a　子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）

と親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

b　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

�€　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㈠については、会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ⓐ　株式会社の取締役。ただし、会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第２条第１５号に規定する社外取締役、会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

ⓑ　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ⓒ　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ⓓ　その他業務を執行する者であって、ⓐからⓒまでに掲げる者に準ずる者

b　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

㈠　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記㈠又は㈀と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

４　入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続等

⑴　入札方式

本件入札は、次に掲げるいずれかの方法による。

なお、入札者は他の者に入札を代理させ、又は代行させてはならない（ただし、本市に委任状等を提出している場合又は入札者が属する法人若しくは商店等の従業員が入札者の意思に従って入札データを送信し、又は入札書を送付する場合はこの限りではない。）。

ア　電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていなければならない。

イ　入札端末機利用者カード（規程第８条第４項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、契約会計課に設置する入札端末機（規程第８条第２項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。）。

ウ　書留郵便により入札書を送付する方法（以下この方法により入札しようとする者を「郵便利用者」という。）。

⑵　入札説明書及び一般競争入札参加確認申請書等の交付等

ア　入札説明書及び一般競争入札参加確認申請書等

この公告の日から令和８年９月１７日（木）まで、２のホームページに掲載及び場所にて交付する（交付の場合は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）。

イ　設計図書等

この公告の日から入札参加資格の申請をする前日までに、次の方法により、本件入札に係る設計図書等を入手すること。

㈠　インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードすることにより入手する。

㈡　端末機利用者及び郵便利用者は２の場所において無償で交付する

⑶　参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出のうえ、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア　一般競争入札参加資格確認申請書

イ　提出書類

３⑴アからウに掲げる条件に関する書類等

ウ　返信用封筒（郵便利用者のみ）

⑷　申請書類の提出方法

⑴の入札方式の別により、以下のとおり申請書類を提出すること。

ア　インターネット利用者は、電子入札システムから必要事項を入力し、申請書類を送信すること。申請書類が添付容量を超える場合は、超過した書類を２の場所へ持参もしくは郵送すること。

イ　端末機利用者及び郵便利用者は、２の場所へ持参し、又は書留郵便を到着させること。

ウ　提出期限

この公告の日から令和８年９月１７日（木）午後５時まで

⑸　参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、令和８年９月２８日（月）までに、確認結果を⑴の入札方式の別により通知する。

ア　インターネット利用者は確認結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信する。

イ　端末機利用者及び郵便利用者は一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

⑹　参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア　参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、令和８年１０月１日（木）までに、２の場所に提出することとする。

イ　管理者はアによる説明を求められたときは、令和８年１０月６日（火）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

⑺　参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は⑸による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア　競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、規程第３条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ　競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第２７条第１項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ　その他管理者が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

５　入札説明書等に対する質問及び回答期限

入札説明書等に対して質問しようとする者は、「仕様書等に関する質問について」（別紙１及び２）（様式指定。エクセル（Office2024 で扱えること。）のまま添付すること。）を電子メール（メールアドレス s.yodo@suido.city.kyoto.lg.jp）により、下記の提出期限までに提出すること。

また、電子メール送信後、必ず電話で契約会計課（０７５－６７２－７７２６）に電子メールの到達確認の連絡をすること。

やむを得ず、電子メールを使用できない場合は、２の場所に持参又はＦＡＸ（０７５－６８２－０２８６）での質問を受け付ける。口頭での質問は受け付けないが、入札手続等の事務的な事項に関する質問についてはこの限りでない。

⑴　提出期限

令和８年１０月２日（金）午後５時まで（持参する場合は、休日を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までに限る。）

⑵　回答の公表期限

令和８年１０月９日（金）まで

⑶　回答方法

回答書を２のホームページにおいて閲覧できるようにする。

⑷　注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととする。

ア　質問の締切を過ぎてから契約会計課に到達したもの

イ　指定した様式を用いていないもの

ウ　質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの

エ　質問内容が読み取れないもの

オ　当該入札に直接関係のないもの

カ　前各号に掲げるもののほか、大量又は繰返し電子メール、ＦＡＸを送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

6　入札期間及び開札日時

⑴　入札期間

次の入札方法による区分に応じた、入札期間及び時間とする。

ア　インターネット利用者は、令和８年１０月１９日（月）、２０日（火）及び２１日（水）の午前９時から午後５時まで。

イ　端末機利用者は、令和８年１０月１９日（月）、２０日（火）及び２１日（水）の午前９時から午後５時まで（休日及び正午から午後１時までを除く。）

ウ　郵便利用者は、令和８年１０月２１日（水）午後５時までに、２の場所に必着させること。

⑵　開札日時

令和８年１０月２２日（木）午前９時から

なお、落札者に対しては、落札結果をインターネット利用者には電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信し、端末機利用者及び郵便利用者には電話により通知する。

⑶　入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、２のホームページにおいて公表し、併せて２の場所で閲覧に供する。

7　入札方法

⑴　本件入札は、4⑴の方法により行うこと。

⑵　落札価格は、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入力又は記入すること。

⑶　予定価格、低入札調査基準価格及び失格基準価格

予定価格　２９３，６００，０００円（消費税及び地方消費税を含まない。）

低入札調査基準価格については、別に定める「京都市上下水道局工事の設計等の業務委託に係る最低制限価格の算定基準について」のうち「土木設計」の算定基準によって算定した額とし、落札者を決定した日に公表する。 また失格基準価格は、低入札調査基準価格に１００分の９８を乗じて得た額とする。

⑷　入札の前に入札参加者の数及び商号（法人にあっては名称）の公表は行わない。

⑸　参加資格確認後、参加資格があると本市が認めた者が辞退する場合、インターネット利用者及び端末機利用者は「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者は「辞退届」を令和８年１０月２１日（水）午後５時までに２の場所に必着させること。上記の辞退手続を取らない場合は、入札無断欠席として入札参加資格停止等の措置を行う。

⑹　インターネット利用者及び端末機利用者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札データ送信後の辞退もできない。

⑺　郵便利用者は、内封筒に入札書を封入、封かんし、表面に開札日及び入札件名、裏面に入札者の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）を記載し、これを外封筒に封入し、開札日及び入札件名、「入札書在中」であることを記載すること（同一封筒に２通以上の入札書を入れた場合は無効となる。）。

８　落札者の決定方法等

⑴　落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者が低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合は、同制度に基づく調査の結果、適格となったときにのみ、その者を落札者とする。

また、最低の価格で入札を行った者が二者以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

なお、失格基準価格を下回る価格で応札した場合には、失格とする。

⑵　落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求め

る場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して２日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後５時までに、その旨を記載した書面を２の場所まで持参し、提出すること。

９　低入札価格調査

⑴　低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合（以下、その入札者を「低入札価格入札者」という。）は、低入札価格調査を実施するので、すべての低入札価格入札者は、令和８年１０月２６日（月）午後３時までに、低入札価格調査に必要な書類等（以下「低入札価格調査資料」という。）を２の場所に提出すること。低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、２のホームページにおいて掲載する。

⑵　低入札価格入札者が、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず入札参加資格を取り消し、競争入札参加停止措置を行う。ただし、調査辞退届の提出があった場合はこの限りでない。また、上記の場合において、調査基準価格以上の価格で入札を行った者（予定価格を超過した者も含む。）については、入札辞退届の提出を認める。

⑶　低入札価格調査により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者の入札を無効とする。

１０　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

⑴　規程第１２条各号（第３号を除く。）に該当するとき。ただし、規程１２条第１２号における最低制限価格は失格基準価格と読替える。

⑵　虚偽の申請により参加資格があると認めた者が入札を行ったとき。

⑶　同一の入札案件について、入札者が他の入札者の入札を代理し、若しくは代行したとき、又は他の入札者に入札を代理させ、若しくは代行させたとき。

⑷　同一の入札案件について、入札者が他の入札者の代理人又は代行者に、代理させ又は代行させたとき。

１１　その他

⑴　本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

⑵　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑶　入札保証金及び契約保証金　免除

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　詳細は、入札説明書等による。

⑹　本公告に関する問合せ先　２の問合せ先に同じ。

⑺　未登録事業者が、入札端末機利用者カードの発行の申請を行おうとするときは、発行の申請を行おうとする日の前日までに公告に定める資格を有すると認められていなければならない。

⑻　一般競争入札参加資格の確認の結果通知の日の前日までに、告示に定める資格の審査の申請を行っていた未登録事業者が、入札書を郵送しようとする場合において、入札書の到着の日において、その者の告示に定める資格の審査が継続しているときは、本市は、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札書を受領するものとする。

⑼　公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア　契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。

イ　非落札者が、契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

⑽　本件入札に係る公告、設計図書、仕様書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、契約会計課のホームページに、本件入札の入札情報に付してお知らせを掲載する。このお知らせの掲載は、入札期間初日の５開庁日前までに行う。

上記のお知らせを掲載するホームページのアドレス

http://www2.nyusatsu.city.kyoto.lg.jp/suido/ebid/portal.htm

⑾　落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の１００分の５に相当する額を違約金として徴収する。

⑿　本公告及び仕様書に定めのない事項については、規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。

１２　Summary

⑴　Subject matter of the contract:

Detailed Engineering Design for Water Treatment Facilities at Toba Water Environment Conservation Center (Part 8)

⑵ Time-limit for the submission of application:
5:00p.m. 17 September, 2026

⑶ Time-limit for the submission of tenders:
5:00p.m. 21 October, 2026

⑷ Contact point for the notice:
Contract and Accounts Section, General Affairs Department, Kyoto City Water Supply and Sewerage Bureau
11-3, Hokotate-cho, Kami-Toba, Minami-ku, Kyoto City, 601-8116, Japan
Phone 075-672-7726 Fax 075-682-0286

⑸ Inquiries will only be accepted in Japanese

（上下水道局総務部契約会計課）